

近代中国の学校管理法教科書に関する一考察

——謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』を手がかりに——

宮原佳昭

はじめに

本稿は、清末民初期に刊行された学校管理法の教科書である謝冰・易克臬^{しゃひょうえきこくげつ}訳『学校管理法要義』（商務印書館，1914年第3版，初版1910年）の構成・内容上の特徴について、初歩的な考察をおこなうものである。

筆者は清末民初期における地方教育界人士の問題関心、および地方教育行政の実態を解明するため、中華民国初期における湖南省教育会の中心人物の一人である易克臬に着目し、その教育言説や教育実践を検討した。要旨は次のとおりである。易克臬は湖南省における教員・学生間の「学校騒動」を問題視し、その原因として学校教職員や教育行政人員の学校管理が不十分であると考えた。彼は学生に対する管理・訓練を重視し、干渉主義的教育行政の実施、省教育行政機関による学校管理の強化を志向した。彼は1914年2年に湖南教育司長に就任すると、湖南省内の各学校における表簿の形式を統一し、「湖南学校管理通則」を公布して学生に対する禁令と罰則を細分化するとともに、「各学校校長服務要則」「各学校教員服務要則」などを公布して教職員の職分を明示した。筆者は彼の教育言説や教育実践が教授・訓練・管理というヘルバルト派教育学の教育理論に基づいていることを指摘し、彼の教育行政は「軍閥による抑圧」という側面だけでなく、西洋の教育理論に基づく「科学的」実践でもあった、と結論づけた〔宮原2010；宮原2013〕。

ただ、易克臬がいかにして近代教育学を受容したかについては、彼が学んだ京師訳学館の教育課程に「教育学」の科目があったことを確認できたものの、具体的な背景を明らかにすることはできなかった。その後、湖南図書館古籍閲覧室において、易克臬が編纂に関わった教科書の存在を知った。それが、謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』である。その内容を確認すると、本論で述べるとおり、本書は黒田定治・土肥健之助『学校管理法』（普及舎，1899年）を底本としていることが判明した。すなわち、易克臬は明治30年代に日本で出版された学校管理法教科書の翻訳に携わったと考えられる。

学校管理法とは欧米の近代教育学における School Management や School Administration の訳語で、明治日本で用いられるようになった。学校管理法で扱われる対象は、学校の校舎・備品・経費、学級の編制、教職員の職務などである¹⁾。19世紀にイギリス・アメリカなどで近代学校制度が整備

1) 高野桂一は明治期の学校管理法をその後の学校経営学の前身として位置づけ、明治期における学校経営と学校管理の未分化を指摘する〔高野1961：第2章〕。

され、教授法や学校管理法などの近代教育学が発達した。明治日本は近代学校制度の導入に際してこれら欧米の近代教育学を受容し、中国は日清戦争後に日本を經由して近代教育学を受容した。近代の日本や中国における近代教育学の受容については、すでに多くの研究蓄積がある。例えば教授法については、ヘルバルト派教育学が日本を經由して中国に伝わった過程が周谷平によって明らかにされている〔周谷平 1996: 第1章・第2章〕。一方、学校管理法については、本論で述べるとおり、宮田丈夫や本山政雄らによって明治日本における欧米の管理思想の受容過程が解明され、また教授法とともに学校管理法が日本から中国に伝わったことは周谷平も触れている。ただ、中国における学校管理法の受容と実践の実態については、先行研究では十分に検討されているわけではなく、李旭・侯懷銀が20世紀の中国における学校管理法や教育行政の概要に触れるなかで、わずかに謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』などの書誌情報を紹介するのみである〔李旭・侯懷銀 2011〕。

以上の研究状況を踏まえ、筆者の問題関心は、謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』の検討を通じて次の2点に関する鍵を得ることにある。一つは前稿において未解決の問題である、中華民国初期の地方教育界人士である易克泉の思想背景を解明することである。もう一つは学校管理法の受容と実践という観点から、中国近代教育史研究上の大きな課題である、中国における教育「近代化」の特質を解明することである。藤井真理は1880年代における日本の学校管理法に関する先行研究を整理し、学校管理論は欧米からの受容のなかで生まれたのであるから、当時日本に混在した欧・米・日の諸理論それぞれの特色を踏まえたうえで、日本人による理論がそのうちのいかなる見解を選択したものなのかを探ることが不可欠であると指摘する〔藤井 1993〕。この指摘は、中国における教育「近代化」の特質を解明するうえで極めて示唆に富む。近代教育学が日本を媒介として中国に伝来したことから、当時の中国の知識人が参照した日本の教育学がそもそもどのような特徴を持つか、そして中国の知識人が日本の教育学を受容する際にどのような取捨選択をおこなったかを明らかにすることによって、中国における教育「近代化」の実態に迫ることができると考えられよう。

ただ、先述のとおり、近代中国における学校管理法の受容と実践に着目した研究は極めて少ない。また、明治日本における学校管理法に関する先行研究のなかで、黒田定治・土肥健之助『学校管理法』の内容を詳しく分析した研究は管見の限り見当たらない。これは先行研究の関心が、学校管理法における議論が論じられた明治20年代以前の学校管理法教科書に集中していることが関係していると思われる²⁾。このような状況に鑑み、本論では今後の研究のための基礎作業として、謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』の構成・内容上の特徴を把握することにつとめる。

本論の構成は次のとおりである。第1章では、日本における学校管理法の受容過程や中国における近代教育学の受容過程を確認したうえで、黒田定治・土肥健之助『学校管理法』の構成・内容を考察する。第2章では、謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』の構成・内容を黒田定治・土肥健之助『学校管理法』のそれと比較し、あわせて中国における他の学校管理法教科書と比較することで、近代中国における学校管理法教科書の間で謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』がどのように位置づけられるかを考察する。

2) 近年の研究では、〔山本 2015〕がスコットランドの学校管理思想の影響を指摘する。

第1章 黒田定治・土肥健之助『学校管理法』の特徴

第1節 日本・中国における近代教育学の受容

本節では日本における学校管理法の受容過程、および中国における近代教育学の受容過程を、先行研究に基づいて述べる。

日本の学校管理研究の過程で欧米の管理思想がどのように受容されたかについて、宮田丈夫は4つの段階づけをする。第1段階は明治初年における欧米思想の直訳時代、第2段階は明治10年代における欧米思想の模倣時代、第3段階は明治20年代における日本の現状に立脚してその系統化を試みようとした時代、第4段階は明治30年代における日本の教育法規によって系統化を試みようとした時代である。そして、宮田氏はこの第4段階の代表的な著作として田中敬一『学校管理法』(1897年)などを挙げ、この時期の学校管理法教科書の内容が日本の教育法規に準拠して学校管理論を系統化する傾向があること、そして明治20年代から日本に普及しはじめたヘルバルト派教育学の教授・訓練・管理の三法論を背景として学校管理が理解されたことを指摘する〔宮田1961〕。

中国では日清戦争後、日本をモデルとした体制改革を目指す動きが清朝の知識人の間で起こった。彼らは改革の一環として近代学校制度の導入をはかり、官僚の教育視察、留学生の派遣、日本人教習の招聘、日本語書籍の翻訳などを通じて日本の教育制度を理解しようとした〔銭曼倩・鐘林祥1996:第2章第1節〕。とくに日本語書籍の翻訳については、羅振玉が1901年に上海で教育雑誌『教育世界』を創刊し、日本の教育法令や教育学関係書籍の多くを中国語訳して中国に紹介した〔銭曼倩・鐘林祥1996:第2章第2節; 蔭山2007〕。『教育世界』の編集方針によると、翻訳した書籍の分類は、学科規則・学校法令・教育学・学校管理法・学校教授法・各種教科書の六種類に分かれており、学校管理法については、先述の田中敬一『学校管理法』が周家樹の翻訳によって『教育世界』1901年1~7号に紹介された。

清朝は1904年に「奏定学堂章程」を公布して、近代学校制度を全国的に実施した。周知のとおり、この「奏定学堂章程」の制定にあたっては、1900(明治33)年公布の第三次小学校令や1899(明治32)年公布の第二次中学校令をはじめ、当時の日本で運用されていた最新の教育法令が多く参照された〔銭曼倩・鐘林祥1996:第2章第3節〕。小学校教員を養成する初級師範教育では教育課程のなかに「教育学」の科目が置かれ、教育史や教育原理、教育法令や学校管理法などを学ぶことが規定された。なかでも、学校管理法については、「規定の教育法令に則り、学校の建築や設備、学級編制、管理、衛生、経費調達などを講義し、あわせて地方統治に関する大要を講義すべきである」とされた〔「初級師範学堂章程」, 多賀1972:325-338〕。こうして、中国に招聘された日本人教習の講義や学校教科書を通じて、中国の人々は近代教育学を受容することになる。

近代中国における学校教科書については、当初は西洋や日本からの翻訳本や中国に招聘された日本人教習の講義録が、官立の出版局から出版された。その後、民間の出版社からも翻訳本が出版され、やがて中国独自の編纂教科書が作成されるようになった〔王建軍1996:第1章・第2章第1節〕。著名な出版社としては、1897年に創設され、『最新国文教科書』など多くの学校教科書を世に出した商務印書館や、文明書局・中華書局などが挙げられる〔王建軍1996:第2章第2節・第2章第3節・第3章第2節; 樽本2004〕。

このように、近代学校制度や近代教育学は日本を媒介として中国に導入された。そして、中国の知識人が参照したのは、当時において最新であった明治30年代における日本の学校制度や教育学

であった。次節で検討する黒田定治・土肥健之助『学校管理法』も1899（明治32）年に出版されており、宮田氏が言う明治30年代の学校管理法教科書に位置づけられよう。そして、次章で述べるとおり、これを底本として謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』が商務印書館より出版されるのである。

第2節 黒田定治・土肥健之助『学校管理法』の特徴

本節では黒田定治・土肥健之助『学校管理法』の構成・内容上の特徴を明らかにする。

著者の略歴について、黒田定治は1863（文久3）年に越後国高田藩士として生まれ、1884（明治17）年に東京師範学校中学師範学科を卒業し、1886（明治19）年に東京師範学校訓導となる。1890（明治23）年より3年間英・仏・独へ留学し、1894（明治27）年に帰国後、高等師範学校教授となる。1895（明治28）年より文部省の命により単級教授法講習会講師となり、その理論・方法の普及につとめる〔麻生1982：注24〕。また、黒田定治と田中敬一の関係について言えば、両者とも東京師範学校の卒業生で、大日本教育会単級教授法研究組合（1894年1月発足）の組合員16名に名を連ねている〔白石2008〕。一方、土肥健之助の略歴および彼と黒田の関係は不明であり、今後の検討が必要である³⁾。

黒田定治・土肥健之助『学校管理法』（以下、和書と記載）の凡例にあたる「緒言」の原文は次のとおりである（以下、引用文の句読点・記号はすべて原文ママ）。

本書ハ、専ラ、現行ノ小学校制度ニ基キ、著者ガ多年師範生徒ヲ教授セシ経験ニ徴シ、更ニ、各地小学校管理ノ実績ニ鑑ミ、内外教育家ノ説ヲ参照シテ、以テ適切ナル学校管理ノ理論、方法ヲ講述センコトヲ期シタリ。其項目ハ、米国「デラウエア」分科大学校長博士「ラウブ」氏ノ、学校管理法ヨリ、之ヲ撰定セリ。是レ、同書ノ分類、最モ精細、適切ニシテ、秩序整然タルコトヲ信ジタルガ故ナリ。但著者ノ浅学菲オナル、固ヨリ充全ナルコト能ハズト雖モ、若シ斯道ノ一助トモナラバ幸甚
明治三十二年六月 著者識ス

ここから、和書は「現行ノ小学校制度」、「著者ガ多年師範生徒ヲ教授セシ経験」、「各地小学校管理ノ実績」、「内外教育家ノ説」を踏まえて講述され、また構成はアメリカのラウブの『学校管理法』を参照したとされることが分かる。このラウブ『学校管理法』とは、Albert Newton Raub, *School Management*, New York: Raub & Company, 1882である。ここから、ラウブ『学校管理法』の内容やアメリカ・日本における同書の位置づけについても考察する必要があるが、本論は謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』の特徴を明らかにすることに主眼を置き、以上の問題については稿を改めて論じることにした⁴⁾。以下、和書とラウブ『学校管理法』（以下、英書と記載）とを比較することで、和書の構成・内容上の特徴を明らかにする。

和書の構成について、和書の本文（1～399頁）と英書の本文（11～285頁）の構成を比較したものが、【表1】である。緒言にあったとおり、和書の構成は基本的に英書のそれを踏襲しているも

3) 『学校管理法』のほかに土肥が編纂に関わったものとして、高島平三郎・土肥健之助合編『新編普通心理学』（成美堂、1902年）、土肥健之助編『大分県方言類集』（甲斐書店、1902年）がある。後者の序文によると、「大分県師範学校校長土肥健之助」とあり、大分県小学校国語科教授法の調査委員長を命じられて編纂したとある。

4) なお、ラウブ（1840-1904）によるデラウエア・カレッジの経営については、〔Munroe 1948〕がある。

の、大きな変更点として、英書では最終章にあたる Chapter IV に置かれている教員論が、和書では冒頭の第一編（教員）に置かれている⁵⁾。また、和書の第二編第三章（校具、教具）の各節が英書と比べて順序が入れ替わっているほか、英書から削除・追加された節が随所にある。とくに追加された部分については、次章で分析する謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』の構成・内容とも大きく関わってくることに注意したい。

和書の内容について、英書のそれと比べてどのような差異があり、とくに上述の「現行ノ小学校制度」、「著者ガ多年師範生徒ヲ教授セシ経験」、「各地小学校管理ノ実績」、「内外教育家ノ説」はこの部分に盛り込まれているのであろうか。両者を比較すると、和書の内容も英書のそれをおおむね踏襲しており、とくに第四編（学校ノ作業）・第五編（学校ノ修身）・第六編（学校ノ統治）はほぼ英書の抄訳と見てよい。一方、総論から第三編にかけては独自の改変がなされており、いずれも興味深い。まずは、総論と第一編第一章（概論）を検討する。

1. 総論、第一編第一章（概論）

総論の原文は次のとおりである。この文章は次章の内容と関係するため、少し長いが引用する。

児童ノ小学校ニ於ケルヤ、其ノ体質、年齢、心性、経験、慣習等、各異ナルノミナラズ、思慮、自制ノ力ニ乏シク、感情、欲望ニ動カサレ易キモノナリ。此ノ如ク雑駁ナル多数ノ児童ヲ集メテ一団トナシ、成ルベク僅少ノ時間ト、費用トヲ以テ、適当ナル教育ヲ施サントスルニハ恰モ、国民ノ上ニ、必ズ政府アリテ、諸般ノ法律ヲ定メテ之ヲ支配スルコトヲ要スルガ如ク、管理ノ方法ヲ定メテ、以テ之ヲ統治セザルベカラズ。是レ即チ教育ノ目的ヲ達スルニ、一日モ缺クベカラザル所以ノ大法ニシテ、而モ亦、至難ノ業ト謂フベキナリ。「実ニ学校管理ノ事ハ、之ヲ教授上ノ事業ニ比スレバ、更ニ困難ナリトス。故ニ、教員タルモノハ、常ニ、人情、世態ヲ審カニシ、通義、公道ヲ辨ジ、且、事ヲ処スルノ方法、務ヲ理スルノ順序ヲ諳練セザルベカラズ」。(小学校教員心得)

サレバ、学校管理法トハ、通常、教授、訓練ト併称スル所ノ管理ト相等シカラズシテ、其意義、稍広シ。即チ、学校ノ体制ヲ確立シ、適当ナル規律ト、善良ナル方便トヲ以テ、学校全体ノ事業ヲ整理シ、以テ教育ノ効果ヲ全カラシムルノ道ヲ謂フナリ。

然レドモ、管理ノ法ト、教授ノ方法トハ、或範圍マデハ、互ニ混合依從シテ、前者ニ成功セル教員ハ、通常、後者ニモ亦成功ス。何トナレバ、両者ハ、本、同一原則ヨリ成立シ、且、信実、熱心ナル教員ト、善巧ナル訓練家トハ、同一資格ヲ有スルコトヲ要スルモノナレバナリ。

管理ノ目的ニニアリ。一ハ、秩序ヲ正シクシテ教授ノ効力ヲ補助シ、一ハ意志ヲ訓練シテ品性ノ発達ヲ養護ス。而シテ、其主眼トスル所ハ、教育ニ関スル 勅語ノ聖旨ニ遵ヒ、小学教育ノ趣旨ニ抛リ、児童ノ、他日学校ヲ退キ社会ニ出デテ、各自、其職業ニ従事スル時、自動、自裁、能ク其素行ヲ修メ、其業ヲ励ミ、大ニ尊王愛国ノ志気ヲ発揚シ、忠良ノ臣民タルヲ得シムルニアリ。

故ニ、学校ヲ管理スルモノハ、其、設立、維持ノ基礎ヲ鞏固ニシ、編制、設備ヲ適切ナラシメ、教育ノ学理ニ通ジ、教授ノ方術ニ熟スルト共ニ、之ヲ応用実施スベキ場所(即チ学校)ヲシテ之レニ適當ナルベキ情態ヲ保タシムルノ道(即チ学校管理法)ヲ研究シ、以テ完全ニ自己ノ本分ヲ尽サンコトヲ期セザルベカラズ。然ラズンバ、如何ニ教育ノ学理ニ通ジ、教授ノ方術ニ巧ナルモ、豈其成功ヲ見ルヲ得ンヤ。彼ノ眼界狭小ニシテ、徒ラニ教員ノ適否、授業ノ巧拙ヲ妄評スルモ、更ニ、設備、編制ノ改善ヲ図ラズ、

5) 明治日本における代表的な学校管理法教科書である伊沢修二『学校管理法』(1882年)、能勢栄『学校管理術』(1890年)、田中敬一『学校管理法』(1897年)などでは、いずれも教員論は冒頭には置かれていない。和書で教員論が冒頭に置かれた意味については、今後の検討が必要である。

校紀ノ振否ヲ顧ミザルモノ、或ハ教室ノ秩序ヲ保チ、或ハ教科材料ノ撰撰ニノミ汲々トシテ、其ノ他ヲ顧ミザルモノ、如キハ、未ダ与ニ教育ヲ談ズベカラザルナリ。

英書の Introduction は学校管理の定義と主旨を述べる⁶⁾のに対し、和書では「小学校教員心得」(1881年6月18日、文部省達第19号)を引用し、学校管理の主眼を教育勅語に依拠して述べるなど、日本の国情に合わせて改変していることが確認できよう。

次に、和書の第一編第一章(概論)の内容も、英書からすべて差し換えられている。原文は次のとおりである。

教育ノ作用ハ、最モ複雑ニシテ臨機応変ノ措置ヲ要スルコト最モ多ク、単純ナル法則、一定ノ方法ヲ以テ、之ヲ処理スベキモノニ非ズ。故ニ、其制度、組織ハ如何ニ完全ナルモ、適良ナル教員ヲ得ルニアラザレバ、其効果ハ決シテ収ムベカラザルナリ。實ニ、「小学教員ハ、普通教育ノ骨髓ニシテ、其良否ハ、教育ノ弛張ニ関シ、教育ノ弛張ハ、国家ノ隆替ニ係ル、其任タルヤ、重、且、大ナリト言フベシ。」故ニ、我政府ニ於テモ、学制発布ノ当時ヨリ、常ニ嚴重ナル制度ヲ設ケテ、小学校教員ノ資格、及、養成法ヲ定メ、其撰撰ヲ慎ミ、教員ノ事ニ意ヲ用キルノ深キハ、決シテ一朝一夕ニアラザルナリ。

この段落でも、総論と同じく「小学校教員心得」の冒頭、「小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆盛ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フベシ」を踏まえていることが明らかである。また、日本の学制公布以降の国情に言及したうえで、次のように言う。

サレバ、我教育社会ノ輿論ハ、最早、一日モ教員補充策ノ、等閑ニ付スベカラザルコトヲ極論シ、百方画策、以テ大ニ天下ノ注意ヲ喚起シ、政府ニ於テモ、亦大ニ見ル所アリ、明治三十年九月、勅令三百十六号ヲ以テ、師範教育令ヲ公布セラレテ、従来、尋常師範学校ハ、一道府県ニ各一校ナリシヲ、「一校、若クハ数校ヲ設置ス、」ト改メラレ、同年十月又勅令第三百四十七号ヲ以テ、師範学校生徒定員ニ関スル件ヲ公布セラレタリ、〔中略〕故ニ今後ハ、数年ヲ出テズシテ、従前ヨリモ幾分か適当ノ教員ヲ、比較的ニ、多ク得ラルベク、且、近来、教員ヲ比較的ニ優待スルノ傾向ヲ現シツ、アルハ、国家ノ為、甚慶スベキ事ニシテ我国教育ノ前途、亦多望ナリト謂フベシ。

そして、師範学校および教員の待遇に関する近年の状況を列挙し、次のように希望を述べる。

6) 英書の Introduction は次のとおりである。

SCHOOL MANAGEMENT is that department of educational science which treats of the management and control of schools. It includes not only school economy proper, but also school government and school ethics. It has for its object the regulation of all school work in such a manner as will meet the true end of education in training the children of the land to be not only good citizens, but also symmetrically-developed men and women in an intellectual and a moral as well as a physical sense.

School management and methods of instruction are to some extent interwoven and dependent, and the teacher who is successful in one is usually successful in the other, because the same principles in a great measure underlie both, and the same personal qualities characterize to a great degree the faithful, energetic teacher and the successful disciplinarian.

故ニ、是ヨリ教員タルベキモノノ資格（理想上）、及ビ避クベキ缺点等ヲ列挙シテ、益々教員ノ改善ヲ望ムト共ニ、国家ハ、充分コレニ相当セル待遇報酬ヲ以テ其位置ニ安ンゼシムルノ道ヲ開カンコトヲ希望シテ已マザルナリ。

このように、第一編第一章（概論）もまた日本の教育法令や国情を踏まえて記述していることが分かる。また、同じく第一編第一章（概論）では随所にレイッチ、ランドン、ページなど欧米の教育家の言葉を引用して、教員論を述べる。例えば、「レイッチ氏ノ『学校教授ハ、総テノ職業中、最モ尊厳ナルモノナリ。然レドモ商売中ノモットモ不景気ナル者ナリ』ト」や、「ランドン氏曰ハク、『如何ナル業務モ、教師ノ業務ニ優リテ、有用ノ仕事ヲ奏スベキ機会ヲ与フルモノナク、如何ナル勞力モ、教師ノ勞力ニ優リテ、貴重ナル成績ヲ收ムルモノナク、如何ナル老実ノ勞役者モ、事ノ成功ヲ見ルニ至リテ、教師ヨリ多ク満足スルモノナシ』ト」などである。興味深いのは、日本の「小学校教員心得」や教育法令、そしてレイッチやランドンの言葉を引用するという構成が、田中敬一『学校管理法』の第六章第一節（教員論の概論）と同様だということである。とくに、和書で引用されているレイッチやランドンの言葉が田中敬一『学校管理法』のそれとほぼ同じであることから、和書が田中敬一『学校管理法』から影響を受けたか、もしくは両者ともに別の書籍から影響を受けていると考えられる。

以上、総論と第一章第一節（概論）から、和書が英書の単純な翻訳ではなく、日本の国情に合わせて記述し、欧米の教育家の言葉を引用するなど、独自の改変をしていることが確認できた。【表1】より和書と英書の頁数を比較すると、総論から第三編にかけてと附録に、章・節の名称は同じでありながら英書と比べて分量が増加している部分や、章・節が追加されている部分が見られる（【表1】の網掛け部分）。以下、それらの部分を検討する。

2. 増加・追加がある部分

先述のとおり、和書は教員のあるべき姿として「小学校教員心得」を重視していた。第一編第二章第三節（教員職業上ノ資格）では英書が全10項目を掲げるところ、第11項が以下のとおり加筆され、教員が各種法令を理解すべきことを述べる。

十一、教員ハ、現行法令、殊ニ、教育法令ヲ知ラザルベカラズ。教員ノ職務ハ、国民教育、道德教育ノ基礎ヲ授クルモノナレバ、第一、帝国憲法、皇室典範ノ大要ニ通ジ、第二、教育上ノ法規、就中、教員ニ直接ノ関係アル諸法令ヲ暗熟シ、第三、市町村制、民法、刑法等ノ大意ヲ理會セザルベカラズ。是等ノ智識ハ、教員タルノ職務ヲ行フニ必要ナルコト、多言ヲ要セザルナリ。

また、第一編第二章第二節（教員智力上ノ資格）では英書の第8項に続けて、教員は生理学・衛生学の知識を持つべきとしたうえで、日本の「現行ノ小学校教員検定ノ規定」すなわち「小学校教員検定等ニ関スル規則」（1891年11月17日、文部省令第19号）を例に挙げ、教員が体育の知識を持つべきことを力説する。これに関連して、実のところ和書が英書と比べて大きく加筆しているのが、第二編の校舎・校具・学校衛生に関する部分である。これらはいずれも、文部省が当時推進していた学校衛生事業と大きく関係している。

校舎については、「小学校設備準則」（1891年11月17日、文部省令第15号）や文部省『小学校建築図案』（1892年）、文部大臣官房会計課建築掛『学校建築図説明及設計大要』（文部大臣官房会

表1 和書と英書の構成

黒田定治・土肥健之助『学校管理法』		A. N. Raub, SCHOOL MANAGEMENT	
項目	ページ	項目	ページ
総論	1-3	INTRODUCTION	11-12
第一編 教員	—	CHAPTER VI. THE TEACHER	243
第一章 概論	4-7	—	—
第二章 教員ノ資格	7	—	—
第一節 教員身体上ノ資格	8-10	1. The Teacher's Physical Qualifications	243-245
第二節 教員智力上ノ資格	10-14	2. The Teacher's Intellectual Qualifications	245-248
第三節 教員職業上ノ資格	15-22	3. The Teacher's Professional Qualifications	248-254
第四節 教員道德上ノ資格	22-30	4. The Teacher's Moral Qualifications	254-262
第三章 教員ノ避クベキ缺点	31-56	5. Faults to be Avoided by Teacher	262-285
第二編 学校ノ必需物	57	CHAPTER I. SCHOOL REQUISITES	13
第一章 校舎	57-58	I. School-Houses	13-14
第一節 校舎ノ地位	58-63	1. The Location	14-17
第二節 校舎ノ広袤, 比例	63-66	2. The Size and Proportions	17
第三節 校舎ノ建築	66-67	3. The Architecture	17-18
第四節 校舎内部ノ排置	67-77	4. The Internal Arrangement	18-20
第二章 校地ノ広袤及ビ排置	77-78	II. Arrangement and Size of the Grounds	20-21
第一節 校地ノ広袤	78-79	1. Size	21
第二節 校地排置ノ利便	79-80	2. Convenience of Arrangement	21
第三節 校地ノ美装	80	3. Beauty of the Grounds	21-22
第四節 校地ノ附属品	81	4. Appurtenances	21-23
第三章 校具, 教具	81	III. School Furniture and Apparatus	23
第一節 生徒用机, 腰掛	81-88	1. Desks	23
第二節 教員用机	88	—	—
第三節 教壇, 踏台	88	2. Blackboard	23-24
第四節 黑板	89-90	3. Erasers	24
第五節 黑板拭	90-91	—	—
第六節 習字板	91	4. Pointers	24-25
第七節 教鞭	91	5. Reading-Charts	25
第八節 図画	91	7. Geographical Apparatus	25-26
第九節 地理科教具	91	6. Numeral Frame	25
第十節 数学, 理化其他ノ教具	92	8. Cabinets	26
—	—	9. Dictionary	26
第四章 学校衛生	92-93	How to Secure Apparatus	26-27
第一節 採光	93-95	IV. School Hygiene	27-28
第二節 整温	95-97	1. Lighting	28-29
第三節 換気	97-124	2. Heating	29-30
		3. Ventilation	31-33

(次頁に続く)

項目	ページ	項目	ページ
第四節 床板, 壁, 及, 机ノ清潔	124-126	4. Condition of the Floor and Walls	33-34
第五節 生徒ノ姿勢	126-128	5. Posture of Pupils	34-35
第六節 体操	128-129	6. Exercise	35-36
第七節 遊戯	129-131	7. Play	36-39
第八節 身体ノ成長, 発達ノ形状	131-136	—	—
第九節 生徒衛生上ノ習慣	136-140	8. Hygienic Habits of Pupils	39-42
第十節 学校衛生ニ関スル注意	140-143	Suggestions on School Hygiene	42-43
—	—	V. School Grades	43-49
第十一節 伝染病, 及救急手当	143-147	—	—
第五章 学校ノ補助物	147	VI. School Aids	49
第一節 教科用書	147-152	1. Textbooks	50-56
—	—	2. The School Library	56-58
第二節 表簿	152-163	3. School Records	58-61
第三編 学校ノ編制	164	CHAPTER II. SCHOOL ORGANIZATION	62-66
第一章 永久ノ編制ト一時ノ編制	164-165	Permanent organization	66
第二章 学校ノ編制ニ必要ナル事項	—	—	—
第一節 分級法	165-173	1. School Classification	66-72
第二節 教授細目	173-174	—	—
第三節 時間割	175-180	2. Programme	72-76
—	—	3. School Signals	77-78
第四節 学校ノ信号	181-184	4. Hand Signals	79-82
—	—	5. The Opening and the Closing of the School	79-82
第五節 着席	184-185	6. Seating	82
第六節 放課	186-187	7. Recesses	82-84
第四編 学校ノ作業	188	CHAPTER III. SCHOOL WORK	85
第一章 勤学	—	I. Study	85
第一節 勤学ノ目的	188-193	1. The Objects of Study	85-89
第二節 勤学ノ成功ニ関スル事情	193-194	2. Conditions for Successful Study	89-90
第三節 勤学ノ補助	195-196	3. Helps to Study	90-91
第四節 勤学ノ誘因	196-211	4. Incentives to Study	91-103
第五節 勤学ノ方法	211-214	5. How to Study	103-105
第六節 注意力	214-219	6. Attention	105-109
第七節 勤学ノ規則	219-221	7. Rules for Study	109-111
第二章 演習	221-222	II. Recitation	111
第一節 演習ノ目的	222-227	1. The Objects of the Recitation	111-115
第二節 演習ノ方法	227-235	2. Methods of Recitation	115-122
第三節 発問ノ術	235-242	3. The Art of Questioning	122-128
第四節 応答	242-244	4. Answers	128-130
第五節 批正 (又ハ考訂)	244-246	5. Criticism	130-131
第六節 演習ノ準備	246-249	6. Preparation for the Recitaion	131-134

(次頁に続く)

項目	ページ
第七節 演習中ノ教員	249-253
第八節 演習中ノ生徒	253-255
第三章 試験	255
第一節 試験ノ目的	255-256
第二節 試験ノ性質範囲	256-259
第三節 試験ノ時期	259
第四節 試験ノ方法	259-260
第五節 試験ノ時間	260-262
—	—
第四章 学校ノ報告	262-265
—	—
—	—
第五編 学校ノ修身	266
第一章 教員ノ義務	266
第一節 生徒ニ対スル義務	266-270
第二節 社会ニ対スル義務	270-273
第三節 教員ノ職業ニ対スル義務	273-278
第四節 教員自己ニ対スル義務	279-280
第二章 生徒ノ義務	280-281
第三章 学校吏員ノ義務	281-284
第四章 監督者ノ義務	284-286
第六編 学校ノ統治	287
第一章 学校統治ノ目的	287-289
第二章 学校監督	289
第三章 統治力ノ要素	289-303
第四章 秩序錯乱ノ原因	304-310
—	—
第五章 規則	310-315
第六章 罰	315
第一節 罰ノ目的	315-316
第二節 罰ヲ執行スルノ原則	316-318
第三節 罰ノ程度	318-321
第四節 罰ノ種類	321-333
第五節 如何ニ犯罪ヲ看破スベキカ	334-335
—	—
第六節 赦免スベキ犯罪	335
第七節 処罰スベキ犯罪	335-337
附録	338-399

項目	ページ
7. The Teacher in the Recitation	134-137
8. The Pupil in Recitation	137-138
III. Examinations	138
1. Objects of Examinations	138-139
2. Scope of the Examination	139-141
3. Frequency of Examinations	141-142
4. Method of Examining	142-143
5. Length of Examinations	143-144
IV. Reviews	144-146
V. School Reports	146-149
VI. Graduation in Public Schools	149-151
VII. A Course of Study for Country Schools	152
CHAPTER IV. SCHOOL ETHICS	153
I. Duties of the Teacher	153
1. Duties to Pupils	153-157
2. Duties to the Community	157-160
3. Duties to his Profession	160-164
4. Duties to Himself	165-166
II. Duties of Pupils	166
III. Duties of School Officers	167-168
IV. Duties of the Superintendent	169-170
CHAPTER V. SCHOOL GOVERNMENT	171
1. Objects of School Government	171-173
2. School Control	173
3. Elements of Governing Power	173-185
4. Causes of Disorder	185-191
5. Means of Avoiding Disorder	191-195
6. Rules and Regulations	196-200
7. School Punishments	200
The Objects of School Punishment	200-201
Principles Governing Punishment	201-203
The Degree of Punishment	203-206
Kinds of Punishment	206-225
8. How to Detect Offenders	225-228
9. The Self-Reporting System	228-229
10. Pardons	229-231
11. Punishment of Offenses	231-242
—	—

計課, 1895年)を参照している。例えば, 第二編第一章第一節(校舎ノ地位)の冒頭では「小学校設備準則」の第一条を引用し, 道徳上・衛生上の点に注意すべきことを指摘する。第二編第一章第二節(校舎ノ広袤, 比例)では「今文部省発行ノ, 学校建築図説明, 及, 設計大要ヲ左ニ掲ゲテ, 参考ニ供ス」として図表を列挙し, 第二編第一章第三節(校舎ノ建築)では「文部省ハ嘗テ, 各府県ニ向ヒテ, 学校ヲ建築スル際, 其設計ヲ依頼セバ, 成ルベク精密ニ取調べ回示スベキ旨ヲ通牒セリ。既ニ, 町村ノ小学校ノ, 設計ヲ文部省ニ依頼シ, 新築ヲナシ・モノ, 往々之アリ。依リテ, 去ル二五年来, 小学校建築図案, 学校建築図説明, 及設計大要等ヲ発行シタリ。何レモ, 参考ニ有益ナルモノナリ」とする。第二編第一章第四節(校舎内部ノ排置)では「御影」や「勅語謄本奉置所」, 便所について加筆している。また, 机・椅子の配置について, 「今, 文部省選定ノ説明書ヨリ, 其排置図ノ主要ナルモノ五箇ヲ撰ビテ左ニ示ス」として図を列挙する。

このほか, 校舎に関しては, 先述の第二編第一章第一節の「位置ノ健全」に関する部分では「当局者ハ, 只, 自己皮相的ノ觀察ニヨリテ, 容易ニ校地ヲ決定スルコトナク, 成ルベク充分ニ, 其適否ヲ考尽スルガ為ニハ, 必ズ, 専門家ニ委託スベキナリ」と加筆しており, 当局者に対する批判もうかがえる。また, 先述の第二編第一章第三節では「我が国ノ民度ニ於ケル小学校ハ一般ニ日本風ノ構造ヲ本トシ, 西洋風ノ長所ヲ採リテ, 其ノ短所ヲ補フタルモノヲ以テ適当ナリト謂フベキカ」というように, 第二編第一章の随所に日本風と西洋風の折衷に関する指摘がある。

校具や学校衛生については, 和書の第二編第四章(学校衛生)に, 「我邦ノ学校事業中, 最モ不完全ニシテ, 目下第一ニ改善ヲ要スルコトノ, 急, 且大ナルモノハ, 蓋シ体育ノ右ニ出ヅルモノアラザルベシ」と加筆して学校衛生を重視し, 第二編第三章・第四章の随所に三島通良の『学校衛生学』を引用していることに注目したい。三島通良(1866-1925)は明治20年代から30年代にかけて, 日本の学校衛生事業に大きく携わった人物である。1889(明治22)年に帝国大学医科大学を卒業後, 1891(明治24)年, 文部省普通学務局から学校衛生事項の取り調べを委嘱され, 1892(明治25)年に衛生主事として小学校の机や椅子の寸法を定めるため, 体格検査を実施する[近藤2005]。彼が著した『学校衛生学』は博文館より1893(明治26)年に初版が, 1896年(明治29)増訂第3版が刊行され, その内容は総論(第一篇), 校地(第二篇), 校舎建築及び教室の構造(第三篇), 採光法(第四篇), 換気法(第五篇), 暖室法(第六篇), 机・腰掛・姿勢・書籍及び塗板(第七篇), 生徒の疾病及び学校医の監督(第八篇), 体操及び遊戯(第九篇), 授業及び休業(第十篇)からなる。また, 凡例によると, 本書はベルリン大学講師バギンスキーの『学校衛生学』をはじめ, ドイツの学校衛生学関連書籍を参照しているとある。この三島通良『学校衛生学』を踏まえ, 和書では第二編第三章第一節(生徒用机, 腰掛)に, 机と腰掛の適切な距離などについて「三島通良氏学校衛生学ニ拠ル」として机の図や説明を加筆し, 「左ニ, 文部省ニ於テ, 近時, 実地ニ付, 調査シタルトコロノモノヲ掲ゲテ, 参考スベシ」として, 机と腰掛の寸法表や図を掲載する。また, 第二編第四章第一節(採光)や, 第二編第四章第三節(換気)の「一, 換気概論」や「三, 換気法」においても「三島氏学校衛生学」に基づいて数式や図などを加筆している。

第二編第四章第三節(換気)は, 英書と比べて分量がとくに増えており, 先述の三島通良『学校衛生学』を引用するほかにも多くの加筆が見られる。この一節もまた次章の内容と関わるため, 詳しく見ることにしたい。第二編第四章第三節(換気)は, 「一, 換気概論」, 「二, 二酸化炭素ト水分トノ測定法」, 「三, 換気法」から構成される。このうち, 「二, 二酸化炭素ト水分トノ測定法」は, 「(イ) 空気中ノ不純物」, 「(ロ) 空気中ノ湿度」, 「(ハ) 湿度ノ測定法」, 「(ニ) 二酸化炭素ノ測定法」, 「(ホ) 二酸化炭素ノ簡便測定法」に分かれ, 「三, 換気法」は「(イ) 換気ノ普通理論ノ説明」, 「(ロ) 自

然的換気法」, 「(ハ) 人工換気」に分かれる。「二, 二酸化炭素ト水分トノ測定法」においては, 「著者, 嘗テ, 『モリソン』氏ノ学校換気法中より, 空气中ノ二酸化炭素, 及, 水分ノ測定法ヲ摘訳シテ, 埼玉県教育会雑誌ニ, 登載セシコトアリキ。今茲ニ之ヲ記シテ, 参考ニ供ス」として, 100~111頁にかけて説明している⁷⁾。このなかで, 「(イ) 空气中ノ不純物」には「ドクトル, デ, ショーモン」や「モリソン」の言葉を引用し, 「(ハ) 湿度ノ測定法」では「今『メーソン』氏ノ乾湿球験湿器ヲ用ヒテ測定スベキ『グライサー』氏ノ方法ト, 係数表」を, 「(ニ) 二酸化炭素ノ測定法」では「ペッテンコーファー氏ノ測法」を, 「(ホ) 二酸化炭素ノ簡便測定法」では「博士『ウイリアム, ジョンス』氏」の方法をそれぞれ紹介している。また, 「三, 換気法」においては, 「(ロ) 自然的換気法」では「『ヒラデルヒア』ノ『リーズ』氏ノ試験」を紹介するほか, 「我国ノ一般小学校ニ於ケル目下ノ状況ニテハ, 費用ノ尤モ少クシテ, 最モ輕便ナル換気法ヲ採用セザルベカラズ」として「『キンズル』氏ノ環流管」を紹介している。「(ハ) 人工換気」では「是レ亦費用多キヲ以テ, 広ク我国ノ小学校ニ採用スベカラズト雖モ, 只, 参考ノ為メニ左ニ掲グ」として図と説明を加筆している。以上のとおり, 換気に関する部分は著者が強く関心を持ち, 換気に関する参考書や教育現場の経験も踏まえて加筆していることが分かる。

第二編には校舎・校具・学校衛生のほかにも, 英書と比べて分量が増加しているものとして注目すべき部分がある。それが第二編第五章第二節(表簿)である。明治期に刊行された学校管理法教科書には, 学校経営に必要な諸表簿の書式の雛形が示されている[河野 1995]。和書では表簿の種類として学籍簿・出欠席簿・学業成績調査原簿など20種類の名称を列挙し, うち学籍簿・学業成績調査原簿・学業成績一覧表・家庭通知簿の雛形を例示している。

第三編についても, 日本の国情に合わせて加筆していることが確認できる。第三編第二章第一節(分級法)では「五, 分級法ノ種類」として複分級法・単分級法・中分級法の説明を, 「六, 男女共学, 及び区分」として男女共学の是非をそれぞれ加筆したうえで, 「学級編制等ニ関スル規則」(1891年11月17日, 文部省令第12号)の第2条第4項や第3条第4項を引用する。また, 第三編第二章第三節(時間割)にある時間割は, 日本の尋常小学校・高等小学校の時間割に差し換えている。

以上, 章・節の名称は同じでありながら分量が増加している部分を検討した。次に, 章・節が追加された部分を取り上げるが, 結論から言えばこれまで分析したように, 日本の教育法令や各種参考書および欧米の学説を踏まえたものである。例えば, 第二編第三章第三節(教壇, 踏台)や同第六節(習字板)はそれぞれ数行の加筆があるほか, 第二編第四章第八節(身体ノ成長, 発達ノ形状)では「左ノ諸図, 及, 第一, 第二ノ表ハ『オックスフォード』体操学校ニ於ケル体格報告ナリ。第三表ハ『ボウジック』氏ノ調査ニ従フ」とある。第二編第四章第十一節(伝染病, 及救急手当)では「三十一年九月文部省令, 第二十号, 学校伝染病予防, 及, 消毒法」および「三島医学士ノ『学校衛生ニ関スル注意』ニ拠」って加筆している。第三編第二章第二節(教授細目)では「小学校ノ教科目, 及び其程度, 要旨ハ, 小学校令, 及び小学校規則大綱ヲ以テ指定セラレ又各府県ノ小学校教則ニ於テ, 其教科課程表ヲ定メラルト雖モ, 各府県ノ各小学校, 其状況, 固ヨリ悉ク同一ナル能ハズ」と日本の事情を説明する。最後に, 附録は「小学校令」「地方学事通則」をはじめ日本の教育法令を列挙している。

7) 『埼玉県教育会雑誌』は埼玉県教育会より1906(明治39)年に第1号が刊行されており, 時期が合わない。引用文にある「埼玉県教育会雑誌」とは, 埼玉私立教育会より1883(明治16)年に第1号が刊行された『埼玉教育雑誌』であろう。同誌は東京大学大学院法政学政治学研究科附属近代日本法政史料センターなどに所蔵されているが, 未見。

以上、本章の分析より、黒田定治・土肥健之助『学校管理法』は、構成・内容とも基本的にはアメリカのラウブの『学校管理法』を踏襲しつつも、日本の教育法令、各種の参考書や欧米の学説などを盛り込み、とくに教員・校舎・校具・学校衛生・表簿の部分を大幅に加筆することで、日本の師範教育における学校管理法教科書としてふさわしい内容に仕立てたものと言えよう。

第2章 謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』の特徴

第1節 書誌情報および構成・内容

本章では前章の分析結果を踏まえたうえで、謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』を検討する。

まず、謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』（以下、本書と記載）の書誌情報を確認する。本書の奥付によると、訳述者は武進の謝冰、長沙の易克臬、校訂者は武進の蔣維喬、印刷・発行は商務印書館で、庚戌（1910）年三月初版、中華民國三（1914）年五月第3版とある。

本書の関係者および人間関係について、訳者の謝冰と易克臬は京師訳学館の同期生で、2人とも1910年に実施された卒業試験で最優等（計3名）の成績を収めている〔『奏訳学館丙級畢業生請獎摺併單』『学部官報』145、宣統三年二月一日、本部奏章〕。謝冰は、字は仁冰、江蘇省武進県の出身である。1911年に京師訳学館を卒業し、1912年の中華民國の成立後は北京政府教育部僉事などを歴任している⁸⁾。易克臬は、字は敦白、湖南省長沙県の出身である。謝冰と同じく1911年に京師訳学館を卒業し、中華民國の成立後に湖南省教育会の幹事となり、同会の機関誌である『湖南教育雑誌』に論説を複数寄稿するほか、日本人教育者の文章の翻訳も担当している。1914年2月には湖南教育司長に就任し、数ヶ月間ながらも湖南省の教育行政を主管する〔宮原2010〕。校訂者の蔣維喬は、字は竹莊、江蘇省武進県の出身で、教育家として著名な人物である。日本への留学経験があり、1902年に中国教育会に参加する。1903年、張元済が商務印書館編訳書所長に就任した後、常任編輯を務め、『最新国文教科書』の編纂に参加する。1909年に日本の『新教育学』を翻訳し、同時に自ら『教育学』を編纂する。中華民國の成立後は南京臨時政府教育部のスタッフとなり、北京政府の成立時には教育部の参事となる。このように、蔣維喬は商務印書館の編集者として国文・教育学教科書の編纂に携わっていた⁹⁾。また、彼と謝冰は同郷であり、2人とも南京臨時政府教育部に参加し、北京政府の成立時には蔣維喬が参事、謝冰は普通教育司第二科科員を務める〔今井2010：26-27〕など、交流が深いことが推察される。以上から、京師訳学館の同期生で成績が優秀であった謝冰と易克臬が、謝冰と同郷であり商務印書館で教科書の出版に携わっていた蔣維喬と何らかの関係を持って本書を編纂し、奥付にあるとおり、清朝末期の1910年に商務印書館から本書が出版されたと考えられよう¹⁰⁾。

なお、本書の構成・内容の分析に先立ち、本書が中華民國の成立後に発行された第3版であることには注意を要する。中華民國の成立後、初代教育総長の蔡元培は清朝の統治体制・理念が盛り込まれた教科書の使用を禁止した〔阿部1993：第5章〕。そこで、出版社は該当部分の内容を中華民

8) その後、江蘇司法庁秘書、廬江大学教授などを歴任。抗戦後は不明。訳著に『大学之行政』がある〔陳玉堂2005：1250〕。

9) 商務印書館と教科書出版事業については、〔王建軍1996：第2章第2節；樽本2004〕。

10) 本書の出版の経緯については、蔣維喬の日記を検討すべきであるが、未見。

国の国体に沿うように修正して引き続き出版することもあった。よって、初版と第3版では内容が改変されている可能性が大いにあることに留意したい。

本書の凡例にあたる「例言」は次のとおりである（引用文の標点は引用者による）。

- 一 本書編纂。係抛日本黒田定治土肥健之助合著之学校管理法。刪繁摘要。去其不適用於吾国者。並參考他書。以補其所不及。
- 一 本書編纂之宗旨。在充師範学校教科書之用。並供各省辦学者之参考。故辭取達意。不尚修飾。
- 一 衛生建築以及各種表簿。皆係学校管理上最要之事。近日坊間所出学校管理法数種。於此率多缺略。故本書論之独詳。

ここから、本書が和書に依拠しつつ、中華民国の国情に合わせて内容を取捨選択し、また他の書籍も参照したとされることが確認できる。また、本書は師範学校の教科書としての用途を想定しており、本書の特色が衛生・建築・表簿にあることを強調している。前章では、和書が校舎・校具・学校衛生・表簿などの部分を大幅に加筆して内容を充実させていることを指摘した。このような和書の特徴を訳者も重視していたことが確認できよう。以下、本書の構成・内容を検討する。

まず、本書の構成について、本書の本文（1～188頁）と和書の本文（11～399頁）の構成を比較したものが【表2】である。両者を比較すれば明らかなおと、本書は和書の構成をほぼ踏襲している。削除されているのは、和書の第二編第四章第十節（学校衛生ニ関スル注意）・第四編第一章第七節（勤学ノ規則）・第六編第二章（学校監督）・第六編第六章第六節（赦免スベキ犯罪）・第六編第六章第七節（処罰スベキ犯罪）・附録である。これらが削除されている理由は内容と関連するが、附録については日本の法令集であり分量も多いため、その他の部分についてはまとめてあたる内容で、いずれも抽象論が多いためと考えられる。

次に、内容について検討する。本書と和書の違いを明確にするため、前章と同様、まずは緒論と第一編第一章（概論）を比較する。

1. 緒論，第一編第一章（概論）

緒論の原文は次のとおりである（以下、引用文の標点・記号は原文ママ）。

小学校者。兒童進徳之始基也。此等兒童年齡體質性情習慣。各各不同。且血氣未定。易為感情欲望所動。乏自制之力。今欲以短少時間與費用。而施以適當教育。則必有管理之方法焉。教育部訓管理員令。謂對於學生。親之如良友。愛之如子弟。本身作則。以陶冶其品性。養其獨立自營之能力。觀此可知小學之管理。所以達教育之目的。而其事比教授為難。故為教員者。不可不審乎人情世態。明乎公道。而諳練夫處事之方法也。

学校管理者。通常与教授訓練併称。而其意義較広。即定学校之体制。立法統轄全校之事。使教育之成效。因而益著之謂也。管理与教授有密接之關係。凡諳管理法者。未有不諳教授法者也。何則。以兩者出自一原也。故管理人所必具之資格。教員亦不可無。

管理之目的有二。一整頓秩序以助教授所不逮。一修練意志以發達其品性。而主要之事。則在謹遵教育部所定教育宗旨。使全国之民。無論貧富貴賤。皆能注重道德。並能副乎實利之目的。而講求体育。又能合乎軍國民之資格。然後方不愧為中華之國民也。

故管理学校者。学校之基礎。不可不使其鞏固也。学校之編制設備。不可不使其適宜也。熟諳教育之学

表2 本書と和書の構成

謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』		黒田定治・土肥健之助『学校管理法』	
項目	ページ	項目	ページ
緒論	1-2	総論	1-3
第一編 教員	—	第一編 教員	—
第一章 概論	3-4	第一章 概論	4-7
第二章 教員之資格	4	第二章 教員ノ資格	7
第一節 身体上之資格	4-5	第一節 教員身体上ノ資格	8-10
第二節 智力上之資格	5-7	第二節 教員智力上ノ資格	10-14
第三節 職業上之資格	7-10	第三節 教員職業上ノ資格	15-22
第四節 道德上之資格	10-13	第四節 教員道德上ノ資格	22-30
第三章 教員応避之缺点	13-20	第三章 教員ノ避クベキ缺点	31-56
第二編 学校之必需物	21	第二編 学校ノ必需物	57
第一章 校舍	21-22	第一章 校舍	57-58
第一節 校舍之地位	22-25	第一節 校舍ノ地位	58-63
第二節 校舍之広袤比例	25-27	第二節 校舍ノ広袤, 比例	63-66
第三節 校舍之建築	27-28	第三節 校舍ノ建築	66-67
第四節 校舍之内部	28-34	第四節 校舍内部ノ排置	67-77
第二章 校地之広袤及排列	34	第二章 校地ノ広袤及ビ排置	77-78
第一節 校地之広袤	34-35	第一節 校地ノ広袤	78-79
第二節 校地排列之便利	35	第二節 校地排置ノ利便	79-80
第三節 校地之裝飾	35-36	第三節 校地ノ美裝	80
第四節 校地之附属品	36	第四節 校地ノ附属品	81
第三章 校具教具	36-37	第三章 校具, 教具	81
第一節 桌椅	37-41	第一節 生徒用机, 腰掛	81-88
第二節 教員用卓	41-42	第二節 教員用机	88
第三節 教壇及踏台	42	第三節 教壇, 踏台	88
第四節 黑板	42-44	第四節 黑板	89-90
第五節 黑板拭	44	第五節 黑板拭	90-91
第六節 習字板	44	第六節 習字板	91
第七節 教鞭	44	第七節 教鞭	91
第八節 図画及実物標本	44-45	第八節 図画	91
第九節 地理数学理化及其他教具	45	第九節 地理科教具	91
第四章 学校衛生	45-46	第十節 数学, 理化其他ノ教具	92
第一節 採光	46-48	第四章 学校衛生	92-93
第二節 整温	48-49	第一節 採光	93-95
第三節 換気 附炭酸与水分之測定法	49-85	第二節 整温	95-97
第四節 地面牆壁及桌椅之清潔	85-86	第三節 換気	97-124
第五節 生徒之姿勢	86	第四節 床板, 壁, 及, 机ノ清潔	124-126
第六節 体操	87	第五節 生徒ノ姿勢	126-128
		第六節 体操	128-129

(次頁に続く)

項目	ページ
第七節 遊戯	87-88
第八節 身体之成長發育	88-94
第九節 生徒衛生上之習慣	94-96
—	—
第十節 伝染病及救急法	96-98
第五章 学校之補助物	—
第一節 教科用書	99-102
第二節 表簿	102-138
第三編 学校之編制	—
第一章 永久之編制与暫時之編制	138
第二章 編制所必要之事	—
第一節 分級法	138-142
第二節 教授細目	142
第三節 時間	143-146
第四節 学校之信号	146-148
第五節 坐位	148
第六節 放課	149
第四編 学校之事業	—
第一章 勤学	—
第一節 勤学之目的	150-151
第二節 關於勤学之情事	151-152
第三節 補助勤学之物	152-153
第四節 策励勤学之法	153-156
第五節 勤学之方法	157
第六節 注意力	157-158
—	—
第二章 演習	159
第一節 演習之目的	159
第二節 演習之方法	159-161
第三節 問答及批評	161-165
第四節 演習中之教員	165-167
第五節 演習中之生徒	167-168
第三章 試験	168
第一節 試験之目的	168-169
第二節 試験之性質及範圍	169
第三節 試験之時期	169-170
第四節 試験之方法	170

項目	ページ
第七節 遊戯	129-131
第八節 身体ノ成長、發達ノ形状	131-136
第九節 生徒衛生上ノ習慣	136-140
第十節 学校衛生ニ関スル注意	140-143
第十一節 伝染病、及救急手当	143-147
第五章 学校ノ補助物	147
第一節 教科用書	147-152
第二節 表簿	152-163
第三編 学校ノ編制	164
第一章 永久ノ編制ト一時ノ編制	164-165
第二章 学校ノ編制ニ必要ナル事項	—
第一節 分級法	165-173
第二節 教授細目	173-174
第三節 時間割	175-180
第四節 学校ノ信号	181-184
第五節 着席	184-185
第六節 放課	186-187
第四編 学校ノ作業	188
第一章 勤学	—
第一節 勤学ノ目的	188-193
第二節 勤学ノ成功ニ関スル事情	193-194
第三節 勤学ノ補助	195-196
第四節 勤学ノ誘因	196-211
第五節 勤学ノ方法	211-214
第六節 注意力	214-219
第七節 勤学ノ規則	219-221
第二章 演習	221-222
第一節 演習ノ目的	222-227
第二節 演習ノ方法	227-235
第三節 発問ノ術	235-242
第四節 応答	242-244
第五節 批評（又ハ考訂）	244-246
第六節 演習ノ準備	246-249
第七節 演習中ノ教員	249-253
第八節 演習中ノ生徒	253-255
第三章 試験	255
第一節 試験ノ目的	255-256
第二節 試験ノ性質範圍	256-259
第三節 試験ノ時期	259
第四節 試験ノ方法	259-260

(次頁に続く)

項目	ページ	項目	ページ
第五節 試験之時間	170-171	第五節 試験ノ時間	260-262
第六節 記分	171-172	第四章 学校ノ報告	262-265
第四章 学校之報告	172		
第五編 学校之修身	173	第五編 学校ノ修身	266
第一章 教員之義務	173-174	第一章 教員ノ義務	266
		第一節 生徒ニ対スル義務	266-270
		第二節 社会ニ対スル義務	270-273
第二章 生徒之義務	174-175	第三節 教員ノ職業ニ対スル義務	273-278
第三章 職員之義務	175-176	第四節 教員自己ニ対スル義務	279-280
		第二章 生徒ノ義務	280-281
第六編 学校之統治	177	第三章 学校吏員ノ義務	281-284
第一章 統治之目的	177	第四章 監督者ノ義務	284-286
—	—	第六編 学校ノ統治	287
第二章 統治之要件	178-181	第一章 学校統治ノ目的	287-289
第三章 秩序錯乱之原因	181-182	第二章 学校監督	289
第四章 規則	182-183	第三章 統治力ノ要素	289-303
第五章 罰	183	第四章 秩序錯乱ノ原因	304-310
第一節 罰之目的	184	第五章 規則	310-315
第二節 罰之原則	184-185	第六章 罰	315
第三節 罰之種類	185-188	第一節 罰ノ目的	315-316
第四節 覚察過悪之法	188	第二節 罰ヲ執行スルノ原則	316-318
—	—	第三節 罰ノ程度	318-321
—	—	第四節 罰ノ種類	321-333
—	—	第五節 如何ニ犯罪ヲ看破スベキカ	334-335
—	—	第六節 赦免スベキ犯罪	335
—	—	第七節 処罰スベキ犯罪	335-337
—	—	附録	338-399

理。教授之方術。以施諸实地。並宜研究其施之之方法。期尽自己之本分。否則鮮有成功矣。淺見之士。徒斤斤於授課之巧拙。教科書之優劣。而編制設備之善否。校風之良否。則一切不顧焉。安足与言教育哉。

これを前章で挙げた和書の総論と比較することで、本書の内容上の特徴がいくつか見えてくる。第1点は、基本的には和書の内容を翻訳しつつ、中華民国の国情に合わせた改変を随所でおこなっていることである。「教育部訓管理員令。謂對於學生。親之如良友。愛之如子弟。本身作則。以陶冶其品性。養其獨立自營之能力」は1912年9月に中華民国教育部が教育行政官・学校教職員・学生に発した訓令を「[教育部訓令三則]『政府公報』127, 1912年9月4日, 命令」, 「則在謹遵教育部所定教育宗旨」以下の一節は同じく1912年9月に教育部が発した「教育宗旨」の「注重道德教育。以実利教育軍国民教育輔之。更以美感教育完成其道德」を踏まえている「[教育部公布教育宗旨令]」, 多賀1973:403]。これは中華民国の国体に関わる部分であることから、清末の初版本と第3版の本書との差異は、このような国体に関する部分の改変にあるのではないかと考えられる。第2点は、

和書では明示されていた日本の「小学校教育心得」が「為教育者。不可不審乎人情世態。明乎公道。而諳練夫処事之方法也」と出典を明示しないまま翻訳されていることである。第3点は、和書の冗長な部分は要約されていることである。

次に、第一編第一章（概論）の原文は次のとおりである。

教員ノ作用最繁。貴有臨機応変之智。非可泥一定於之方法也。故其制度雖善。苟不得良師。無益也。小学教員為普通教育之命脈。其良否関乎教育弛張。関乎国家之隆替。其責任之重大可知。我国共和立政。其本尤在教育。而教育之先務。尤在養成師範。故自民国成立。各県次第設立師範学校。各省則規定地点。設省立師範学校。而政府復有国立之高等師範学校。分布各処。誠以教育之良否。関係全在教師。而教師之良否。関係全在師範教育也。

ここでも、和書を基本としつつ、和書に記載された日本の国情に関する部分は、中華民国の国情に合わせて「我国共和立政。其本尤在教育。而教育之先務。尤在養成師範。故自民国成立。各県次第設立師範学校。各省則規定地点。設省立師範学校。而政府復有国立之高等師範学校。分布各処」と改変していることが分かる。また、和書にあった「サレバ」以下の師範教育令に関する段落は削除している。

以下、前章で分析した、和書で増加・追加が見られた部分（【表2】の網掛け部分）と本書の該当部分とを比較する。

2. 改変がある部分

まず、国情に合わせた改変について、中華民国の国体や教育法令に則して変更している部分を挙げる。第一編第二章第三節（職業上之資格）では和書の全11項目を全7項目に削減したうえで「七、現行法令」では次のとおり中華民国の国体や法令に置き換えつつ、和書と同様に教員が各種法令を理解すべきことを述べる。

又小学校者。国民教育道德教育之基礎也。故教員首宜深明共和政治之本原所在。使学生富於国家觀念。其次則教育部公布之各種教育法令。其次則城郷地方自治章程及民法刑法之大意。皆不可不知。此教員職務上必要之智識也。

同様に、第三編第二章第二節（教授細目）でも「小学立学宗旨。学科程度。均由教育部以法令規定。然各県城鎮郷之小学校。情形固不能尽同」と置き換え、また第三編第二章第三節（時間）では「今將課程表。遵照部定時間举例如左」として、教育部が公布した「小学校令」（1912年9月28日公布）の教則・課程表に沿って時間割を差し換えている。

また、和書で「我国」「我邦」すなわち日本について記載した部分を、そのまま「我国」すなわち中華民国とみなす部分もある。例えば、第一編第二章第二節（智力上之資格）では、和書は「殊ニ我国ノ小学校ニ在リテ、最モ多キ缺点ハ、体育ヨリ甚ダシキハナキ」とあるのに対し、本書は「我国小学於体育一端。毎多粗略」とする。第二編第四章（学校衛生）の冒頭でも、和書が「我邦ノ学校事業中、最モ不完全ニシテ、目下第一ニ改善ヲ要スルコトノ、急、且大ナルモノハ、蓋シ体育ノ右ニ出ズルモノアラサルベシ」とあるのに対し、本書は「我国学校事業。其最不完全。而亟応改良者。殆莫過体育」とする。これらは一見すると和書を忠実に翻訳しているが、日本の教育法令や外

国の学説をそのまま紹介するのは異なり、訳者が日本と中華民国の国情を同一視するという過程を経ている。よって、これらもまた国情に合わせた改変と言えよう。

次に、本書はあらゆる部分を国情に合わせて改変しているわけではない。和書を忠実に翻訳したものとして、日本の教育法令や外国の学説をそのまま紹介している部分もある。これは、中国で当該分野に関する教育法令が整備されていないことが理由と考えられる。第二編第一章第二節（校舎之広表比例）では、「茲掲日本文部省発行之学校建築図及其説明之大要於左」として和書そのままに翻訳する。表の尺も日本のままで記載し、注釈をつけている。第二編第四章第八節（身体之成長發育）でも、「左列諸図及第一第二表。録自英国阿哥斯弗体操学校之体格報告。第三表録博集氏之調査」と、和書に記載された出典を忠実に翻訳して図や表を挙げる。

一方、和書に記載された出典を削除している部分もある。例えば、第二編第四章第一節（採光）は、文章や図は和書そのままを翻訳するものの、三島通良『学校衛生学』の出典を挙げていない。また、第二編第四章第十節（伝染病及救急法）も、和書にあった文部省令や三島の「学校衛生ニ関スル注意」という出典を削除している。

以上のように、本書は国情に合わせて改変したり、日本の教育法令や外国の学説をそのまま紹介したりしている。以下、これらが入り混じった部分を挙げる。第二編第一章第一節（校舎之地位）では、冒頭に「日本小学校設備準則第一条云」と出典を明示して紹介する一方、和書にあった当局者への批判は削除している。第二編第一章第三節（校舎之建築）でも、冒頭に「日本設備準則第二条有云」と出典を明示して紹介する一方、建築の種類については、西洋式・日本式・中国式と多様であるが、適用することを追求し、形式に拘ってはならない、とする。第二編第一章第四節（校舎之内部）では、和書にあった「御影」や「勅語謄本奉置所」に関する部分はすべて削除する一方、便所の部分は和書のまま翻訳し、また「茲掲日本文部省所選定之配列図。挙其要者五。如左」と出典を明示して図を挙げる。第二編第三章第一節（卓椅）は、「茲挙日本文部省所調査者。列表於左（表中以尺為單位）」と明示して、和書と同様に表や図を列举する一方、三島通良『学校衛生学』の出典を挙げていない。第三編第二章第一節（分級法）では男女共学について、男女共学の長所・短所を和書に沿って翻訳したうえで、結論として初等小学における男女共学を容認している。

このほか、本書の特徴として興味深いことに、和書にはない独自の加筆が見られる部分もある。それが第二編第四章第三節（換気）と第二編第五章第二節（表簿）である。

第二編第四章第三節（換気）の構成は、「一、換気概論」「二、空気中之不潔物」「三、炭酸氣之測定法」「四、空気中之湿気」「五、湿度之測定法」「六、換気法」からなる。これは、和書では「二、二酸化炭素ト水分トノ測定法」のなかに「(イ) 空気中ノ不純物」, 「(ロ) 空気中ノ湿度」, 「(ハ) 湿度ノ測定法」, 「(ニ) 二酸化炭素ノ測定法」, 「(ホ) 二酸化炭素ノ簡便測定法」と分かれていたところを、順番を入れかえて再構成したものである。それぞれの部分では和書に忠実に翻訳し、図・表・計算式などの出典も和書に記載されたとおりに明示している。そのうえで注目すべきことに、本書では「三、炭酸氣之測定法」のなかに「乙 説明」として「蓆酸溶液」や「輕養化銀溶液」を用いた方法を、「五、湿度之測定法」のなかに「甲 奧古斯氏 August 之乾湿器」の一節を、それぞれ追加しているのである。

第二編第五章第二節（表簿）は、表簿の種類として学籍簿など29種類の名称を列举し、うち、学籍簿・職員到簿及勤務報告簿・学生昼到簿・学業成績考査簿・成績考査簿・教授細目・教案・教授週録・通知簿（学業成績表）・通信簿・身体検査表・学校一覽表・品行考査簿式・褒奨録・懲罰録・図書目録・器物目録・消耗品収支簿の雛形を例示する。また、いずれの表簿も元号を「民国」に変

更している。和書が20種類の名称を挙げ、学籍簿・学業成績調査原簿・学業成績一覧表・家庭通知簿の雛形を例示しているのと比べると、分量が格段に多くなっていることは明らかである。

これら換気・表簿の追加部分の引用元については今後の検討が必要であるが、いずれも和書をただ翻訳するだけでなく他の書籍を参照していることから、換気・表簿に対する訳者の関心の高さがうかがえよう。

以上、本節では謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』の構成・内容について初歩的な考察をおこなった。前章で明らかにしたとおり、黒田定治・土肥健之助『学校管理法』はアメリカのラウブの『学校管理法』を底本としつつ、日本の教育法令や国情に合わせて内容を改変していた。これに対し、謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』はアメリカの教育学と日本の教育学が盛り込まれた黒田定治・土肥健之助『学校管理法』を底本とし、構成はほぼ同書を踏襲している。内容については、黒田定治・土肥健之助『学校管理法』が校舎・校具・学校衛生・表簿の点で特色を有することを把握したうえで、同書に沿って日本の教育法令や外国の学説をそのまま紹介する部分もある一方、中華民国の国情に合わせて内容を改変している部分も見られ、とくに換気・表簿については独自に加筆していることが明らかになった。

第2節 中国における他の学校管理法教科書との比較

本節では謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』が中国における他の学校管理法教科書との間でどのように位置づけられるかを、教科書の編纂と「管理」概念の2点から考察する。

まず、近代中国における教科書の編纂については、先述のとおり、当初は日本や欧米からの翻訳本や中国に招聘された日本人教習の講義録が出版され、やがて中国独自の編纂教科書が作成されるようになった[王建軍 1996: 第1章・第2章]。筆者がこれまで収集した中国の学校管理法教科書は、下記の3点である。

- ・田中敬一著、周家樹訳『学校管理法』、『教育叢書』初集第五冊所収、『教育世界』1901年1～7号掲載。
- ・江蘇師範生編『管理法』江蘇蘇属学務処・寧属学務処、1906年。
- ・范寿康編『学校管理法』商務印書館、1930年第13版（初版1923年）。

周家樹訳『学校管理法』は先述のとおり田中敬一『学校管理法』を中国語訳したもの、江蘇師範生編『管理法』は日本人教習の小山左文二の講義を中国語で筆記したものである。両者の内容は日本の学校制度の紹介と言うべきもので、中国独自の改変は見られない。一方、范寿康編『学校管理法』の内容は中国の学校制度に即したものである。これらと比較すると、1910年初版、1914年第3版の謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』は、出版時期の点でも前節で明らかにした独自の改変の点でも、忠実な翻訳と独自の編纂との中間点に位置するものと言えよう。

次に、「管理」概念について考察する。本山政雄によると、日本では明治年間における学校管理法の受容過程において、ヘルバルト派教育学における教授法の効果を上げるための管理(Regierung)と学校管理法における管理(AdministrationまたはManagement)に同じ「管理」という訳語があてられたため、「管理」概念をめぐって混乱が起きたという[本山1955]。これに対して、中国における学校管理法教科書で注目すべきは、謝冰・易克泉訳『学校管理法要義』を含む4点すべてが、その冒頭でヘルバルト派教育学の管理と学校管理法の管理との区別を解説していることである。これは、中国における学校管理法の受容が明治30年代の学校管理法教科書である田中敬一『学校管理法』から始まったことと関係があろう。

宮田丈夫が指摘するとおり、田中敬一『学校管理法』が明治20年代の学校管理法教科書と異なるのは、自分が意味する管理がヘルバルトの言う管理とは次元の違った内容であるとする点にある[宮田1961]。田中敬一『学校管理法』は第一章第一節（管理法の意義及び必要）の冒頭において、次のように述べる。

学校管理法とは、通常教授及び訓練を並称する所の管理と相等しからずして、稍広き意義を有す、即ち学校内部の編制は勿論校舎の建築及び備品、教授上の設備、用具、経済、表簿等に関する事項に就きて、其の理論、組織、実行の方法を論ずるものなり。

この部分は周家樹訳『学校管理法』の第一章第一節（管理之必要及大意）の冒頭においても、次のとおり忠実に翻訳されている（引用文の標点は引用者による）。

学校管理法云者。非尋常与教授訓練並称之管理也。蓋有稍広之義焉。謂就学校之内部編制以及建築校舎予備器物至於教授上之設備用具理財簿冊等項。而究其理論組織与実行之法也。

これは江蘇師範生編『管理法』の第一章（総論）も同様であり¹¹⁾、范寿康編『学校管理法』の第一章（学校管理法的意義）でも次のとおり、「海爾巴脱派」すなわちヘルバルト派教育学の「管理」概念を狭義の見解とみなし、現在では十分に通用できないとする（引用文の標点は原文ママ）。

学校管理法有広狭二義。上面所述的就是広義的解釈、因為上面所謂学校管理法是包含学校的一切組織和一切方法而言、這就是本書所取的解釈。至於從狹義講來、那末、管理就与教学、訓練並立、這種管理、不過為教学訓練二者的準備手段、有名的海爾巴脱派曾採這種狹義の見解、可是到了現今、這種主張已經是不十分通行了。

これらと同様、謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』の緒論においても、「学校管理者。通常与教授訓練併称。而其意義較広。即定学校之体制。立法統轄全校之事。使教育之成效。因而益著之謂也」と、黒田定治・土肥健之助『学校管理法』の総論に記載されている「管理」概念の区別を忠実に翻訳していることが確認できる。中国の教育現場で「管理」概念がどのように理解されたかについてはさらなる検討が必要であるが、明治日本における学校管理思想が中国に与えた影響の一端をここに見ることができよう。

むすびにかえて

本稿では、一つには中華民国初期の地方教育界人士である易克臬の思想背景を解明し、もう一つには学校管理法の受容と実践という観点から中国における教育「近代化」の特質を解明するという

11) 江蘇師範生編『管理法』の第一章（総論）の原文は次のとおりである（引用文の標点は原文ママ）。

学校管理法。較教授上所称管理。範圍稍広。就小学校之管理言之。其大要如校舎之建置。校具及表簿之設備。生徒之組合。教員之配置。時間割之編製。生徒衛生上之注意。以及学校之會計等。莫不属管理中。

問題関心のもと、謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』を考察対象として、その構成・内容上の特徴や中国における学校管理教科書の間での位置づけについて初歩的な考察をおこなった。本論で残された検討課題は数多いため、今後の課題を列挙してむすびにかえることにしたい。

実のところ、筆者は前稿において、学校管理法とヘルバルト派教育学との「管理」概念の区別に対する目配りが不十分であった。本論の分析からは、訳者の易克臬は「管理」概念の区別を把握していたと考えることができるため、前稿で分析した易克臬の教育行政や省立学校校長の教育実践を、学校管理法の点から再検討する必要がある。また、本論で挙げたものを含め、近代中国における学校管理法教科書は数多く存在するため、今後はそれらを収集・分析することで、近代中国における学校管理法の受容と実践に対する考察を進めたい。

本論の分析を通じて、アメリカから日本、そして中国へという学校管理法の受容ルートを確認できたが、例えば黒田定治・土肥健之助がなぜラウブ『学校管理法』を翻訳したのか、ラウブ『学校管理法』はアメリカにおいてどのように位置づけられるのかなどについて、いまだ理解が及んでいない。今後、欧米・日本それぞれの学校管理法に対する理解を深める必要がある。また、本論では黒田定治・土肥健之助『学校管理法』、謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』が内容を改変していることを確認できたが、その取捨選択の理由については十分には明らかにすることができなかった。この理由にこそ、学校管理法の受容に際しての特質があらわれるため、今後はこれを検討したい。

参考文献

【日本語】五十音順

- 麻生千明 1982「明治期教授法用語としての『単級』をめぐる諸問題—『単級・多級』教授法から『複式・単式』教授法へ—」『弘前学院大学紀要』第18号。
- 阿部洋 1993『中国近代学校史研究』福村出版。
- 今井航 2010『中国近代における六・三・三制の導入過程』九州大学出版会。
- 藤山雅博 2007「教育専門誌『教育世界』の基礎的研究(1) 清末期中国の教育近代化過程と文化情報」『専修大学人文科学研究所月報』第227号。
- 河野誠哉 1995「〈表簿の実践〉としての教育評価史試論—明治期小学校における学業成績表形式の変容をめぐって—」『教育社会学研究』第56集。
- 近藤幹生 2005「三島通良の論文『学制調査資料・就学年齢問題』(1902年)に関する一考察—学齢成熟をめぐって—」『保育学研究』第43巻第1号。
- 白石崇人 2008「明治20年代後半における大日本教育会研究組合の成立」『教育学研究』第75巻第3号。
- 多賀秋五郎 1972『近代中国教育史資料 清末編』学術図書出版会。
- 多賀秋五郎 1973『近代中国教育史資料 民国編上』日本学術振興会。
- 高野桂一 1961『学校経営の科学 一人間関係と組織の分析』誠信書房。
- 樽本照雄 2004『初期商務印書館研究 増補版』清末小説研究会。
- 藤井真理 1993「日本近代学校教育秩序成立期における德育方法としての「学校管理」論—イギリス教師用教科書の discipline 概念の受容を中心として—」『日本教育史研究』第12号。
- 宮田丈夫 1961「管理論としての“discipline”と方法論としての“Zucht”の交代 —明治年代の欧米管理思想の受容過程における—」『教育学研究』第28巻第4号。
- 宮原佳昭 2010「民国初期における地方教育界人士の問題意識—湖南省教育会と易克臬の教育主張を中心に」石川禎浩編『中国社会主義文化の研究』京大大学人文科学研究所。
- 宮原佳昭 2013「民国初期の湖南省における教育行政と学校管理」森時彦編『長江流域社会の歴史景観』京大大学人

文科学研究所附属現代中国研究センター。

本山政雄 1955 「明治年間における学校管理法」『名古屋大学教育学部紀要』第1巻。

山本敏子 2015 「明治期の学校管理法と「しつけ」の変遷（下）—イギリス近代学校の“discipline”の受容」『駒澤大学教育学研究紀要』第31号。

【中国語】ピンイン順

陳玉堂 2005 『中国近現代人物名号大辞典（増訂本）』浙江古籍出版社。

李旭・侯懷銀 2011 「20世紀我国教育管理学科建設の本土探索」『山西大学学报（哲学社会科学版）』第34巻第6期。

錢曼倩・鐘林祥 1996 『中国近代学制比較研究』広東教育出版社。

王建軍 1996 『中国近代教科書發展研究』広東教育出版社。

周谷平 1996 『近代西方教育理論在中国的傳播』広東教育出版社。

【英語】

Munroe, John A., 1948 “Albert Newton Raub and the Administration of Delaware College, 1888–1896”, *Delaware Notes* 21, 1–18.

A Study on the School Management Textbooks in Modern China

——Focusing on *How to Manage a School* translated by Xie Bing and Yi Keni——

Yoshiaki MRYAHARA

要 旨

本稿は、清末民初期に刊行された学校管理法の教科書である謝冰・易克臬訳『学校管理法要義』（商務印書館、1914年第3版、初版1910年）の構成・内容上の特徴について初歩的な考察をおこなった。本書はアメリカの教育学と日本の教育学が盛り込まれた黒田定治・土肥健之助『学校管理法』を底本とし、構成はほぼ同書を踏襲している。内容については、黒田・土肥『学校管理法』が校舎・校具・学校衛生・表簿の点で特色を有することを把握したうえで、同書に沿って日本の教育法令や外国の学説をそのまま紹介する部分もある一方、中華民国の国情に合わせて内容を改変している部分も見られ、とくに換気・表簿については独自に加筆していることが明らかになった。本書は、出版時期の点でも内容の点でも、忠実な翻訳教科書と独自の編纂教科書との中間に位置づけられる。